

法第 34 条の2に基づく労働者派遣に関する料金の明示

- 派遣料金の平均額 12688 円 (1日 8 時間労働として)
- 派遣労働者の平均賃金 9200 円 (1日 8 時間労働として)

法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

平成 24 年 10 月 1 日の改正労働派遣法の施行により、派遣元事業者アルパートは、
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う
賃金の差額割合を公開する事が義務付けられました。

- 厚生労働省令で定められるところにより算出した割合 27%

(※2023 年 5 月から 2024 年 4 月まで)

2024 年 5 月現在

派遣労働者の数	7 名
派遣先の数	4 事業者
労使協定締結の有無	有
キャリア形成支援制度の有無	有 ※別紙参照
上記労使協定の対象となる労働者	全派遣労働者

キャリアコンサルティングの相談窓口

有限会社アルパート 三重県志摩市阿児町神明1756-1

担当: 劔山陽一郎 0599-44-1235